

令和２年度第３回千葉市入札適正化・苦情検討委員会 議事録

１ 審議期間 令和３年２月１日（月）から令和３年２月８日（月）

２ 委 員 森委員長、大川委員、大久保委員、坂根委員、望月委員

３ 議 題

（１）入札・契約制度について

（２）審議事項

各入札方式における契約手続の審議（６件）

４ 会議経過

事務局から書面により報告を行い、別添のとおり各委員と意見・質疑などのやりとりを行った。

（１）議事録署名人について

大久保委員と望月委員に決定した。

（２）入札・契約制度について

令和２年度の入札・契約制度及び入札実施状況について書面報告を行った。

（３）各入札方式における契約手続の審議について

抽出委員である大久保委員が抽出した以下の６件について、一般競争における入札参加資格の設定理由、指名競争入札における指名理由及び随契理由における契約の相手方の選定理由等について書面報告を行った。

１ 政府調達協定一般競争「（仮称）千葉公園体育館整備工事」

２ 制限付一般競争入札「下水道排水施設工事（都第１雨水２－１）」

３ 制限付一般競争入札「（仮称）千葉公園体育館整備電気設備工事」

４ 指 名 競 争 入 札「災害関連地域防災がけ崩れ対策工事（越智町外１）」

５ 指 名 競 争 入 札「南部浄化センター送風機機械設備改築工事」

６ 随 意 契 約「（主）穴川天戸線（亥鼻橋）下部工附帯工事（２－１）」

（４）令和２年度千葉市入札適正化・苦情検討委員会の審議について

令和２年度の審議結果の内容について決定した。

（５）次回の審議対象抽出委員について

坂根委員に決定した。

５ 委員からの意見

（１）入札・契約制度について

（２）各入札方式における契約手続の審議について

令和２年度 第３回 千葉市入札適正化・苦情検討委員会					
入札方式	案件名	質問番号	質問者	質問内容	回答
政府調達協定一般競争	案件１ （仮称）千葉公園体育館 整備工事	１	大久保委員	政府調達協定の今年度の件数はどの程度でしょうか。	本件１件のみとなります。
		２	大久保委員	１回目の入札で不調となった理由はなぜでしょうか。	１回目の開札結果は参加３者中、予定価格を超過した者が３者、超過した３者で再度入札を行った結果は、辞退が１者、超過が２者となっています。 予定価格に対する超過率は９．４％から２４．３％と出ており、また辞退理由が「採算が合わないため」であったことから、本市積算と各者が適切と考える積算基準（単価率）に相違があったものと考えられます。
		３	大久保委員	再発注の際に見直しをした項目はどこでしょうか。	１回目の開札結果を踏まえ、設計者へ聞き取りの上、単価率を以下のとおり見直しております。 １回目の発注単価率：鉄骨（屋根架構の加工組立のみ）を７５％として発注。 ２回目の発注単価率：アリーナ鉄骨、屋根を１００％として発注。
		４	坂根委員	再度入札の予定価格を増額した理由は何でしょうか。	上記回答の通り、本市積算と各参加者が適切と考える積算額に相違があると考えられたため、単価率を見直しております。
		５	大川委員	建築一式Ａランク業者２者のＪＶで当初どれくらいの申請者数を想定していたのでしょうか。	代表構成員の想定者数が、市外業者６７者、準市内業者５８者、市内業者２者で、他の構成員が市外業者１０８者、準市内業者２７者、市内業者２０者、合計で最大１２７ＪＶの結成が可能と想定しておりました。
		６	大川委員	政府調達協定一般競争入札方式で、この様な申請者少数で問題ないのか。競争性は確保されているのか。条件が厳しかったということはないでしょうか。	上記回答の通り、想定ＪＶ数が相当数存在していることから、競争性の確保に問題はなかったものと考えております。 工事の質が担保される入札参加資格要件を設定しており、要件設定は厳しいものでなかったと考えております。
		７	大久保委員	申請者が少数である理由は何でしょうか。	以下３点の理由が考えられます。 ①前年度末発注の他自治体含む準標準化案件に技術者が配置済であったため、年度当初の本市発注に対応できなかった。 ②１回目の開札状況のとおり、配布資料の内容から、採算が合わないと判断された。 ③ＪＶ結成について、事業者間の関係等により一定の組み合わせに偏ることから、想定ＪＶ数より少数となった。
		８	坂根委員	２回目の入札において、予定価格を増額したにもかかわらず、各社とも１回目より入札価格が低くなった理由はなぜでしょうか。	増額に係る変更点（単価率）は、参考内訳書表記に現れないため、「内訳書は同一ですが、前回同様の積算では超過してしまう」との考えから、各者減額を図ったものと思われます。
		９	大久保委員 大川委員 坂根委員	本工事は「総合評価落札方式実施要領書」に記載の通り特殊な構造であり、施工難易度が高く、施工上の技術提案の内容には一定のレベル差が生じると思われますが、技術評価（施工計画）が４ＪＶ全て同点となった理由は何でしょうか。	施工計画は、評価項目数の上限をあらかじめ設定し、そのうち何項目評価されたかによって点数付けをしています。本案件では、評価項目数の上限を８としており、７項目以上評価された場合には最大加点の２４点、５～６項目では１８点、３～４項目では１２点、１～２項目では６点を加算し、０項目の場合は加算しないこととしております。 本工事においては、４ＪＶの施工計画を評価した結果、４ＪＶ全てが７項目以上評価されたため、最大加点である２４点を獲得し、同点になっております。
		１０	坂根委員	技術評価（施工計画）の評価項目詳細が「施工上の課題」と「施工上配慮」に分けて提案を求めているにも拘らず、評価結果はこの２つの項目に分けて表記していないが、表記方法として適切ではないと思います。分けて表記しない理由は何でしょうか。	評価項目は施工計画としており、評価項目詳細ごとではなく、施工計画を全体として評価しているため、評価結果を分けて表記しておりません。
		１１	坂根委員	仮に、評価自体が項目ごとに行われていないとすれば、それも適切ではないと考えます。もし、２項目を一体で評価しているのであれば、その理由はなぜでしょうか。	評価項目詳細ごとに審査を行い、有効な提案があれば評価しておりますが、評価項目詳細の内容とは違った企業のノウハウや技術力などによる有効な提案についても、「その他」として評価しており、施工計画全体として評価しているためです。
		１２	坂根委員 大久保委員	案件番号２の「下水道排水施設工事」も簡易型の総合評価方式に基づき企業の施工能力も評価していますが、本案件はしていません。本案件のほうが下水道工事よりも施工難易度が高いと思いますが、企業自体の施工能力を評価項目に加えなかった理由はなぜでしょうか。また総合評価の項目が１項目しかない理由について教えてください。	ＷＴＯ案件においては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に「事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない」と定められているため、千葉市での工事施工実績や災害活動等の他の評価項目を求めず、企業の技術力に着目した「施工計画」のみを評価項目としています。
制限付一般競争	案件２ 下水道排水施設工事 （都第１雨水２－１）	１	大久保委員	申請者が少数である理由は何でしょうか。	公告された工事概要等から施工条件、技術的難易度、見積もり積算額などを業者が判断した結果であると考えます。
		２	大川委員	土木一式Ａランク業者２者のＪＶで当初どれくらいの申請者数を想定していたのでしょうか。	代表構成員の想定者数が市内業者９者で、他の構成員が市内業者１８者、合計で最大９ＪＶの結成が可能と想定しておりました。
		３	大久保委員 望月委員	総合評価の評価項目中、丸善・泰明建設共同企業体の施工計画が２４点中１２点と非常に低くなっており、落札者と２倍の差がありますが、具体的にどのような点で評価が低かったのでしょうか。	施工計画は、評価項目数の上限をあらかじめ設定し、そのうち何項目評価されたかによって点数付けをしています。本案件では、評価項目数の上限を７としており、７項目評価された場合には最大加点の２４点、５～６項目では１８点、３～４項目では１２点、１～２項目では６点を加算し、０項目の場合は加算しないこととしており、点数の差は、評価された項目数の違いによるものとなっています。提出された施工計画を審査した結果、落札者は上限の７項目を評価されたことから２４点を獲得し、他の応札者は３項目のみ評価されたことから１２点となったため、その差は２倍となっています。
		４	大川委員	総合評価の評価点において、「丸善・泰明建設共同企業体」の「事故及び不誠実な行為」が「－５」点の指名停止措置の内容は何でしょうか。その内容×５ヶ月で「－５」点なのかどうか。	安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故による指名停止が１か月で「－１」、同様に別工事での安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故が４か月で「－４」となり、合わせて「－５」点になります。
		５	坂根委員	総合評価の施工計画において、評価項目詳細が「施工上の課題に係る技術的所見」と「施工上配慮すべき事項」に分けて提案を求めているにも拘らず、評価結果はこの２つの項目に分けて表記しておりません。表記方法として適切ではないと思いますが、分けて表記しない理由は何でしょうか。	評価項目は施工計画としており、評価項目詳細ごとではなく、施工計画を全体として評価しているため、評価結果を分けて表記しておりません。

制限付一般競争	案件3 （仮称）千葉公園体育館 整備電気設備工事	1	大川委員 大久保委員	電気Aランク業者2者のJVで当初どれくらいの申請者数を想定していたのでしょうか。	代表構成員の想定者数が市内業者26者で、他の構成員が市内業者10者、合計で最大18JVの結成が可能と想定しております。
		2	大久保委員 大川委員	本工事は発注金額が高額にも関わらず、入札者が1JVしかいなかった理由はなぜだと考えられるでしょうか。	公告された工事概要等から施工条件、技術的難易度、見積もり積算額などを業者が判断した結果であると考えます。
		3	大久保委員	2回目の発注で指名競争入札にしなかった理由はなぜでしょうか。	主体工事の建築工事が不調により再発注を行う事になり、付帯工事の電気工事は指名理由がないので、一般競争入札として再発注しました。
		4	大久保委員	JV案件の不調率はどのくらいあるのでしょうか。	令和2年度 令和2年12月31日時点で発注件数14件、うち契約件数10件のため、不調率は28.6%です。
		5	望月委員	2回目の入札応札者が2千万円価格を下げているようですが、具体的にどのような部分で価格を下げる事ができたのでしょうか。	1回目の発注時から施行内容に変更はないため、企業努力と推測します。
		6	大川委員	1JV入札で競争性確保の点から問題はないでしょうか。	一般競争入札では、一定の参加者数が見込める資格要件を設定し公告することにより、資格要件を有する者は全て参加できるため、公告時から競争が始まっていると考えられます。そのため、最終的な応札者が1JVでも入札を執行しているところであります。 また、当市では、建設工事の入札は電子入札にて執行しているため、参加業者が1JVの場合であったとしても他の業者の状況を確認することができなくなっていることから、競争が確保されていると考えております。
指名競争	案件4 災害関連地域防災がけ崩れ 対策工事（越智町外1）	1	大久保委員	今年度当初から指名競争入札とした案件は何件あるか。また、当初から指名競争入札とする理由は何でしょうか。	31件あり19件が建築付帯工事、12件が災害復旧工事となっています。建築付帯工事については、主体工事である建築工事に合わせて施工する必要があり、本工事の着手が遅れた場合には事業スケジュールに支障をきたすため、災害復旧工事については、国の通知により「災害復旧に関する工事等」にあっては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること」とされているため、当初から指名競争入札としています。
		2	大久保委員 大川委員	辞退者が多い理由はなぜでしょうか。	急傾斜地における災害復旧工事のため、通常より現場条件等が悪いことや、急傾斜地での施工が可能な下請確保が困難だったのではないかと考えられます。 辞退した業者の理由を確認したところ、会社都合と技術者の確保が困難であるという理由が大半を占めております。
		3	大川委員	辞退者が多数の理由はなぜでしょうか。また1者入札で問題ないのでしょうか。	当市では、建設工事の入札は電子入札にて執行しているため、参加業者が1者の場合であったとしても他の業者の状況を確認することができなくなっていることから、競争が確保されていると考えております。
		4	大川委員	落札率が高いのは予定価格事前公表のためでしょうか。	その通りです。
	案件5 南部浄化センター送風機 機械設備改築工事	1	大久保委員	2回目から一般競争入札での発注ではなく、指名競争入札とした理由は何か。工事の種別として、敬遠されやすい種別なのでしょうか。	現在、すでに機器の耐用年数を経過し改築工事を進めることは急務となっており、これ以上の遅延は避けたいためという理由で指名競争入札にて執行しております。今年度においては不調率が高い業種です。
		2	大久保委員 坂根委員	1回目・2回目・3回目それぞれどのような内容の見直しを行ったのでしょうか。 また、指名競争入札の3回目で予定価格を約1千万円上げているが、その理由は何でしょうか。	指名競争入札の1、2回目においては見直しは特にありません。 3回目では積算基準が改定したことにより、現場管理費が増額したことが主な理由となります。
		3	大久保委員 大川委員 望月委員	1回目・2回目の不調の原因はなぜでしょうか。 また、3回目の発注で予定価格事前公表の指名競争入札であるのに辞退者が多数の理由は何でしょうか。	辞退した業者の理由を確認したところ、技術者の確保が困難であるという理由が大半を占めております。 千葉市以外の発注案件に応札を予定または既に技術者を配置しており、応札を見合わせた結果、入札不調になったと想定されます。
		4	大川委員	落札率が高いのは予定価格事前公表のためでしょうか。	その通りです。
		5	大川委員	1者入札で問題ないでしょうか。	当市では、建設工事の入札は電子入札にて執行しているため、参加業者が1者の場合であったとしても他の業者の状況を確認することができなくなっていることから、競争が確保されていると考えております。
随意契約	案件6 （主）穴川天戸線（玄鼻橋） 下部工付帯工事（2ー1）	1	大久保委員	契約金額はどのくらいでしょうか。	本体工事は税込み240、105千円、付帯工事は税込み223、960千円です。
		2	大久保委員	本体工事の再開に向けたスケジュールはどのようなものでしょうか。	本体工事の工期は令和3年3月31日になっており、令和4年3月末まで工期延期の予定です。付帯工事の工期が令和3年11月中旬までなので、令和3年11月ごろから工事を再開し、令和4年3月末に竣工予定です。
		3	大川委員	随意契約とした理由はなぜでしょうか。	「（主）穴川天戸線下部工工事（31ー1）（以下「本体工事」という。）において、P1橋脚の築造に向けて土砂掘削を行ったところ、想定以上に軟弱な地盤であったことから、過年度工事にて施工した仮設材が変状し、本体工事の一時中止を行いました。本工事は、本体工事の再開に向け、軟弱地盤対策を行うものであります。 変状した仮設材は、本体工事受注者が過年度工事から継続して施工していることから、本工事は本体工事と密接に関連する附帯的な工事であり、責任の範囲を明確化するには、一貫した施工が必要とされます。 さらに、現地は河川内で複雑かつ軟弱な地盤条件で、本工事を安全、円滑かつ適切に施工するためには、現場状況を熟知するとともに高度な技術力が求められます。」 上記の理由から本案件は、競争入札に付することが不利と判断し、地方自治法第167条の2第1項第6号により一者随意契約としました。
		4	大川委員	落札率が高い理由は何でしょうか。	工種も少なく、設計単価と歩掛りの公表をしているため、積算精度が高かったと思われます。
その他	その他	1	森委員長	「競争入札の実施状況」において、一般競争入札や指名競争入札で「土木」「建築」が相当に高い「不調発生率」となっていますが、その要因をどう分析されていますか。	土木、建築工事共通の要因としては、辞退した業者の理由を確認したところ、技術者の確保が困難であるという理由が多くあげられております。 千葉市以外の発注案件に応札を予定または既に技術者を配置しており、応札を見合わせた結果、入札不調になったと考えられます。 また、土木工事の要因としては、案件数が非常に多く、作業員の確保（または下請け業者の確保）が困難であったためと考えられます。 そして、建築工事の要因としては、電気、管のような専門工事に比べ多種多様な工種に及ぶため、市の積算と建築業者の積算に差が生じやすいことや、居ながら施工が条件となる工事の発注が多かったためと考えられます。
		2	大川委員	「競争入札の実施状況」において、令和元年度の指名競争入札は138件となっており、平成30年度の91件、令和2年度の90件（12月末現在）と比較して多い気がします。 令和2年度の1月から3月の間に急激に指名競争入札が増加する可能性もあるかと思いますが、令和元年度の指名競争入札が多かった理由は、一般競争入札の不調件数が168件と多かったためでしょうか。そもそも指名競争入札が多かったためでしょうか。令和元年度が多かった理由をご教授下さい。	一般競争入札の入札不調に伴い、早急に入札を執行する必要がある場合は指名競争入札にて発注をしております。指名競争入札が多かったのも、令和元年度の一般競争入札の不調件数が多かったためと考えられます。 また、国からの通知により、災害復旧事業については当初発注より指名競争入札方式を活用するなど、可能な限り手続きに要する期間の短縮に努めることが示されたため、指名競争入札の件数が増えたと思われます。

令和２年度第３回千葉市入札適正化・苦情検討委員会議事録署名人

委 員

⑩

委 員

⑩

問い合わせ先 千葉市財政局資産経営部契約課

TEL ０４３（２４５）５０８８

FAX ０４３（２４５）５５３６